

大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が実施する業務を含む。）に関する財務事務の執行について

1. 指定管理業務

(1) 市民部

①スカイプラザ浜大津

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(キ) 指定管理業務外の物品管理について</p> <p>【意見】 報告書 58 頁</p> <p>市からの貸与物品と市が施設に保管している物品とが指定管理施設内に混在しており、保管物品に係る責任の所在が不明確となっている。</p> <p>指定管理の仕様書などにおいて保管物品の管理を含めるか、または指定管理の対象外であることを明記するか、保管物品の責任関係を明確化する必要がある。</p>	<p>令和2年度以降の仕様書に保管物品の管理責任を明記しました。</p>	<p>文化・青少年課</p>

(2) 福祉子ども部

①大津市ふれあいプラザ

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 施設利用者の駐車料金無料化について</p> <p>(ii) 施設利用者の確認について</p> <p>【意見】 報告書 79 頁</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すのは会議室利用後であるが、実際の会議室利用者か否かの判断は、施設利用者に対して利用していた会議室を聞くのみで行っている。</p> <p>虚偽申告による配布防止を防ぐためにも、本来は実際の施設利用者であることを参加者名簿等との照合などにより確認した上で駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すべきである。</p>	<p>駐車料金の無料化処理は当該施設の利用者のみになされるべきものであることから、施設利用者を特定するため、関係者の確認やイベント利用者に駐車場利用引換券を交付するなど、不正利用の防止策について引き続き検討します。</p>	福祉政策課
<p>(イ) 施設利用者の駐車料金無料化について</p> <p>(iii) 駐車場利用券交付の規則への準拠性について</p> <p>【結果】 報告書 79 頁</p> <p>会議室の利用者が追加で 60 分駐車場を無料で利用できることは、「大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則」に規定されている。</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより無料となった分の費用について、大津市ふれあいプラザの指定管理者は、駐車場の指定管理者から請求を受けており、大津市ふれあいプラザの指定管理者の費用負担となっている。</p> <p>駐車料金の免除は、あくまで駐車場の指定管理者が主体となって行うものであり、大津市ふれあいプラザの指定管理者が行うものではない。また、駐車場の指定管理者が請求した駐車料金を大津市ふれあいプラザの指定管理者が負担しており、免除手続とはいえない。なお、明日都浜大津公共駐車場を利用する他の施設においても、同様の運用がなされている可能性がある。</p> <p>市は、規則に則って駐車料金の免除手続を行う必要があり、上記他の施設についてもその運用状況を把握し、適切に対応することが必要である。</p>	<p>明日都浜大津公共駐車場を利用する各施設においては、利用者の駐車券を割引認証機（エンコーダ）に認証させ、又は事前に購入した回数券を利用者に交付することによって駐車料金の無料化手続を行っています。</p> <p>こうした利用者に対する無料化分の駐車料金は、各施設が歳出予算から支出して駐車場事業特別会計の歳入予算に収納していましたが、規則に準拠する手続になるように、直接、駐車場事業特別会計の歳入予算として収納するように変更しました。</p>	福祉政策課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について</p> <p>(i) 予約可能時期について</p> <p>【意見】 報告書 80 頁</p> <p>「大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則」において、貸室の予約は利用日の属する月の2か月前の初日からである旨が定められているが、市及び市の関係団体は約1年前から貸室の予約を行っている。しかし、仕様書や基本協定書においても市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約できる旨は規定されていない。</p> <p>市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約する必要があるのであれば、規程や仕様書に市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約することができる旨を記載することが求められる。</p>	<p>貸室の予約可能時期については、市及び市の関係団体を含め全ての利用者を対象に使用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日から行うことができるよう令和元年9月30日に規則を改正しました。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>(ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について</p> <p>(ii) 予約の必要性について</p> <p>【意見】 報告書 81 頁</p> <p>市及び市の関係団体は利用料金が減免されていることから、利用時間を長めに予約する傾向が見受けられるが、その結果、一般利用者が予約できるタイミングには既に市や市の関係団体の予約が入っており、一般利用者の利用機会を損なわせている可能性がある。</p> <p>市及び市の関係団体がふれあいプラザを予約するにあたっては、その予約により、利用料金の支払いがある一般利用者の予約ができなくなることを考慮して、実際に必要な日時だけ予約するように留意する必要がある。</p>	<p>市及び市の関係団体の施設利用については、平成27年度に一部運用の見直しを行いました。しかしながら、利用時間を長めに予約する事例も見受けられることから、予約時間の適正化が図られるよう取り組んでいきます。</p>	<p>福祉政策課</p>

(4) 産業観光部

⑤大津市温泉保養交流施設比良とびあ

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 遊休備品について</p> <p>【意見】報告書 105 頁</p> <p>「備品台帳一覧表」に記載されている備品について、10 点抽出し、現物を確認した結果、3 件の備品は使用されていないかった。</p> <p>比良とびあで使用しておらず、かつ、今後も使用する予定がない備品については市と協議の上、市の他の施設での活用や処分を検討すべきである。</p>	<p>当該備品については、比良とびあから引き上げ、引き続き処分に向けて手続を進めているところで</p>	観光振興課

⑥大津市おごと温泉観光公園

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(キ) 来訪者の増加に繋がる改善について</p> <p>【意見】報告書 113 頁</p> <p>観光公園への進入経路が分かり難い点は、来訪者数増加の妨げになっていると考える。</p> <p>観光公園の来訪者増加には進入路の改善が必要不可欠であり、道の駅のように、車利用者が認識しやすく、進入しやすいという点に着目した改善方法を検討されることを期待する。</p>	<p>進入路のハード面での改善には多額の費用を要すること、また、付近に既設の交差点があり、進入路を新設した場合、交差点が連続することになるため安全面に懸念が生じることから、対応することは困難です。</p>	観光振興課

⑦堅田漁港

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ウ) 固定資産の把握について</p> <p>【意見】報告書 116 頁</p> <p>漁港台帳と称されるもので漁港内の固定資産を管理している。</p> <p>しかし、実際に存在し、市の所有物である植木、自動ゲート、水銀灯、標識灯及び看板は漁港台帳には記載されていない。原因は、漁港台帳が平成 9 年 8 月 29 日以降更新されていないことにある。</p> <p>固定資産の管理や修理を行う上でも、固定資産の把握は需要であり、漁港台帳を更新し最新版を作成する等、漁港内の固定資産を網羅的かつ正確に把握するための方法を市と組合で協議すべきである。</p>	<p>固定資産の適正な管理に資するよう本市において管理施設台帳及び施設配置図を作成し、平成 30 年度末に指定管理者に通知しました。あわせて、漁港施設のインフラ点検の実施結果を漁港台帳に反映しました。</p>	農林水産課

(5) 未来まちづくり部

③柳が崎湖畔公園

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ウ) 絵画の管理について</p> <p>【結果】 報告書 134 頁</p> <p>びわ湖大津館の現地視察を行ったところ、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画（34点、後日調査で個人と前指定管理者が寄託契約を締結していることが判明）が館内に展示されていた。指定管理業務に含まれているものではなく、責任の所在が不明確であり、適切に管理されていない状況であった。関係者との協議を行い、寄託契約の解除を図るなど、問題点について速やかに解消を図るべきである。</p>	<p>絵画の取扱いについては、所有者と協議中であり、著作権等の取扱いを踏まえた上で本市の管理方法を定め、これに応じた対応とする予定です。</p>	公園緑地課

⑦大津市自転車駐車場（18 か所）

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 消火器の設置状況について</p> <p>【結果】 報告書 141 頁</p> <p>石山駅前自転車駐車場、石山駅前第二自転車駐車場に現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、10年以上前に製造され、既に有効期限が切れている消火器が散見された。</p> <p>また、その他の駐車場における消火器の設置状況について書類等により確認したところ、消火器が10本ある自転車駐車場がある一方で、1本も設置されていない自転車駐車場もあった。各自転車駐車場の規模や収容台数等に応じたあるべき防災体制を検討し、指定管理者と市との協議の上、消火器の設置状況について早急に見直すべきである。</p>	<p>各自転車駐車場に設置している消火器の有効期限を再点検し、令和元年度は15本の消火器を交換しました。令和2年度は指定管理者にお願いし、36本の消火器を交換しました。令和3年度も優先順位を定めた上で、順次、消火器の設置、交換を行う予定です。</p>	地域交通政策課
<p>(イ) 現金管理について</p> <p>【意見】 報告書 142 頁</p> <p>唐崎駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、坂本駅前自転車駐車場の4か所は近くに夜間金庫がないため、その日の売上高を担当者が自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参し、銀行に入金していた。また、各駐輪場では、業務日誌の締作業後に発生した売上金額を自宅に持ち帰り、次の出勤日</p>	<p>各事務所に金庫を設置し、業務担当者が現金を外部に持ち出すことがないように取り組みました。</p> <p>今後、モニタリングの実施についても検討します。</p>	地域交通政策課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>に持参するということが容認されていた。また、所管課でも当該事情を把握しており、公金の自宅への持ち帰りを黙認していた。</p> <p>上記運用では公金を自宅に持ち帰ってしまっており、公金の管理として適切ではないため、各事務所に金庫を設置し外部に持ち出さないように徹底するなど、適切な管理を行う必要がある。また、問題の発生を未然に防ぐために、所管課はモニタリングを適切に行うべきである。</p>		

2. 委託業務

(3) 市民部

②大津市コールセンター運營業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 多言語通訳サービスの再委託 (ii) 多言語通訳サービスの見直しについて</p> <p>【意見】 報告書 168 頁</p> <p>市が委託業者に支払っている委託料のうち、多言語通訳サービスの再委託金額として支払っている金額は年間 1,433,556 円であるが、多言語通訳サービスの利用回数が少ないため、結果的に多言語通訳サービス利用回数 1 件当たりの単価は、いずれの年度も 10 万円を超えるような高額なものとなっている。</p> <p>市は利用回数等を踏まえた上で、多言語通訳サービスの必要性を検討し、必要と認められる場合にも、その利用回数等を踏まえた上で委託料を見直す必要がある。</p>	<p>多言語通訳サービスについては、利用件数は少ないものの実績は認められ、必要な行政サービスと考えます。</p> <p>当該サービスに係る委託料については、利用状況等を受託業者と協議し、経費抑制に係る見直しを進め、令和 2 年度の契約更新時の仕様に反映できるよう検討します。</p>	自治協働課市民相談室

(4) 福祉子ども部

①平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 随意契約先の検討について</p> <p>【意見】 報告書 172 頁</p> <p>市は随意契約理由として、現在の委託先である天津市社会福祉協議会が事業目的を全うできる唯一の法人であるとし、その根拠条文として地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を挙げているが、事業目的を全うできる事業体は他にないのか、などの随意契約を締結する上での検討が不十分であると考えられる。</p> <p>唯一の事業者であると判断するのであれば、たとえば公募型のプロポーザル方式にて広く参加者を募ることでより事業目的に適した事業体を探すなど、様々な角度から検討した上で唯一と判断すべきである。</p>	<p>天津市社会福祉協議会は本市の地域福祉の中核を担う団体であり、本業務を行うことができる唯一の法人として、他都市の状況も参考に随意契約を行っています。</p> <p>今後、より事業目的に適した事業者を募るため、公募型プロポーザルの実施も視野に入れて検討していきます。</p>	福祉政策課

(8) 未来まちづくり部

③平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務委託

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア) 契約方法について 【意見】 報告書 194 頁 平成 9 年度から平成 28 年度までの 19 年という長年の間、同一の業者と随意契約の方法により契約されており、その間、他社から見積書の徴取も行われていない。 業務内容は通常の施設清掃業務であり、他の清掃業者によっても実施可能であると考えられる。 競争原理の観点から、競争入札を実施することが必要である。</p>	<p>見積徴取による金額比較も行いましたが、当該業務の清掃箇所が建物と一体化しているほか、当該建物に係る機械設備への緊急的な対応など、本業務の遂行には施設の特異性を勘案する必要があります。合理的かつ効率的に業務を遂行するため、本業務の契約方法は随意契約が妥当と判断しています。</p>	<p>道路・河川管理課</p>
<p>(イ) 長期継続契約の検討について 【意見】 報告書 194 頁 委託契約は、毎年単年度契約となっている。毎年度随意契約をする場合、契約手続に時間と手間がかかり、それなりの人件費がかかる。また、単年度契約よりも長期継続契約の方が、全体的に契約金額が低くなる可能性もある。 長期継続契約を実施することについて今まで協議や議論はしていないとのことなので、長期継続契約の要否について、一度議論されたい。</p>	<p>令和 3 年度から長期継続契約により実施できるよう取り組みます。</p>	<p>道路・河川管理課</p>